

北 薬 健 第 47 号  
令和4年12月21日

未就学児加入組合員 様

北海道薬剤師国民健康保険組合  
理事長 宮 井 裕 之  
(公 印 省 略)

### 未就学児に係る子育て世帯への経済的負担の軽減措置の導入について

年末厳寒の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、組合の事業運営には格別のご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

全世代対応型の社会保険制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和3年法律第66号)の施行に伴い令和4年4月1日から市町村国保に加入する未就学児の均等割保険料(税)の軽減措置が講じられることとなりました。

それに伴い国民健康保険組合に加入する未就学児にも財政支援が講じられることが決定いたしました。

つきましては、該当組合員様に補助額保険料を還付いたしますので年末のお忙しい時期に申し訳ありませんが同封の保険料補助申請書に振込先口座をご記入の上、令和5年1月31日までにご返送頂きますようお願い申し上げます。振込先が確認できましたら2月末に補助額を振込予定としております。

対象組合員様 : 基準日(11月30日)時点で未就学児が加入している組合員  
補助額 : 未就学児お一人につき12,000円の保険料還付

こちらの保険料還付につきましては、事業主様へもお知らせいたしますのでよろしくお願いいたします。

〒062-0931  
札幌市豊平区平岸1条8丁目5-12  
北海道薬剤師国民健康保険組合  
TEL 011-812-1161 FAX 011-812-1162  
URL:<http://www.douyakukokuho.jp>